第１号様式（第６条関係）

補助金交付申請書兼誓約書

　年　　月　　日

士幌町長　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | |
| 住　所 | 〒 |
|  |
| フリガナ |  |
| 氏　名 |  |
| 電　話 |  |

　士幌町自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり、補助金の交付を申請します。また、この申請に基づく審査に当たり、士幌町が保有する情報（税情報等）について閲覧、調査及び関係機関並びに施工業者に下記の事項等について問合せをすることも同意します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 申請区分 | □　個人 | □　事業者(個人事業主) | | □　事業者(法人) |
| 2 | 設置予定場所 | □　申請者住所と同じ | | | |
| □　その他（ 士幌町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） | | | |
| 3 | 土地の所有形態 | □　自己所有 | □　借地 | □　その他（　　　　　　　　　　　） | |
| 4 | 住宅等の所有形態 | □　自己所有 | □　借家等 | □　その他（　　　　　　　　　　　） | |
| 5 | 住宅等の建築区分 | □　新築 | □　既存 | □　その他（　　　　　　　　　　　） | |
| 6 | 着工・購入契約日（予定） | 年　　　月　　　日 | | | |
| 7 | 事業完了日（予定） | 年　　　月　　　日 | | | |
| 8 | 施工業者 | 業者名： |  | | |
| 担当者名： |  | | |
| 電話番号： |  | | |
| E-mail： |  | | |
| 9 | 他の補助金等への申請 | * なし | * あり　補助金の名称（　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 10 | 補助金の振込先口座　※申請者本人の名義 | | | | |
| 金融機関名・本支店名 | 金融機関名： |  | 本支店名： |  |
| 種目・口座番号 | * 普通 | * 当座 | 口座番号： |  |
| フリガナ |  | | | |
| 口座名義 |  | | | |

太陽光発電設備

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | | □　屋根置き | □　野立て | □　ソーラーカーポート | | |
| パネル型番 | |  | | | | |
| 太陽電池出力（小数点以下切捨て）※1 | | kW | | | | |
| 総工費（税抜き） | | 屋根置き・架台設置型： | 円 | ソーラーカーポート： | | 円 |
| 補助対象経費（税抜き） | | 屋根置き・架台設置型： | 円 | ソーラーカーポート： | | 円 |
| 補助金算定額  （千円未満切捨て）  ※2 | (屋根置き・架台設置型) | 太陽電池出力× | 7万円/kW（個人住宅用）＝  5万円/kW（事業者用）＝ | | **,000円 (Ａ)** | |
| (ソーラーカーポート) | 補助対象経費　×　1/3　＝ | | | **,000円 (Ｂ)** | |

※1 太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方

※2 上限70万円（個人住宅用、屋根置き・架台設置型のみ）

蓄電池（太陽光発電設備の導入に附帯する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| パッケージ型番 |  | |
| 蓄電容量（小数点以下第２位切捨て） | **.** kWh | |
| 総工費（税抜き） | 円 | |
| 補助対象経費（税抜き） | 円 | |
| 補助金算定額（千円未満切捨て）※3 | 補助対象経費　×　1/3　＝ | **,000円 (Ｃ)** |

※3 上限10kWh・51万円

エネルギーマネジメントシステム（太陽光発電設備の導入に附帯する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 型番 |  | |
| 総工費（税抜き） | 円 | |
| 補助対象経費（税抜き） | 円 | |
| 補助金算定額（千円未満切捨て）※4 | 補助対象経費　×　2/3　＝ | **,000円 (Ⅾ)** |

※4 上限10万円

高効率給湯器

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕様名称 | * エコキュート | * その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 型番 |  | | |
| 総工費（税抜き） | 円 | | |
| 補助対象経費（税抜き） | 円 | | |
| 補助金算定額（千円未満切捨て）※5 | 補助対象経費　×　1/2　＝ | | **,000円 (Ｅ)** |

※5 上限50万円

|  |  |
| --- | --- |
| 総工費の合計（税抜き） | 円 |
| 補助対象経費の合計（税抜き） | 円 |
| 補助金交付申請額（千円未満切捨て）  **(A)+(B)+(C)+(D)+(E)** | **,000円** |

【添付書類】士幌町自家消費型太陽光発電設備等導入補助金交付要綱 別表第２のとおり

誓約書

士幌町より補助金の交付を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

1. 対象機器は、未使用品であること。（中古品及びリユース品は対象外とする。）
2. 対象機器は、性能が保証され、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
3. 対象機器は、各種法令に順守した設備であること。
4. 設置した対象機器を士幌町外に移さないこと。
5. 設置者が士幌町税を滞納しないこと。また、士幌町以外の者は、現に住所を有する市町村税を滞納しないこと。
6. 自己が所有しない住宅、事務所等に対象機器を設置し、当該住宅・事務所等の所有者及び補助対象者が変更される際は町長に報告すること。
7. 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
8. 第三者所有型である電力購入契約（PPA)又はリース契約をしないこと。
9. 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
10. 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
11. 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
12. 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。
13. 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
14. 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書やしゅん工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
15. 対象機器の設置完了（廃止の承認を受けたときを含む。）後は、30日以内又は当該年度２月10日(土日祝日にあたる場合はその前日)のいずれか早い日までに必要書類を町長に提出すること。
16. 対象機器は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象機器を処分する場合等、あらかじめ町長の承認を得た場合はこの限りでない。
17. 対象機器の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ－クレジット制度等への登録をしないこと。
18. 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30％以上を自ら消費すること。ただし、事業者用については自ら消費する電力量を含めて50％以上を道内の需要家が消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、町にデータ等の提供をすること。
19. 対象機器は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（※設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
20. 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
21. 関係法令及び条例の規定に従い、対象機器を処分すること。
22. 10kW以上の太陽光発電設備の解体、撤去等にかかる費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立て等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立て等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。
23. 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
24. 10kW未満の太陽光発電設備の場合は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電事業者）」（資源エネルギー庁）第２章第５節で述べられているとおり、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。
25. 対象機器を購入する場合、原則、町内事業者から購入すること。
26. その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和７年３月10日環政計発第2503102号。）別紙２の２（２）ア（ア）、(イ)、(カ)及びエ（ヌ）に定める交付要件を満たすこと。

　　 年 　 月 　日 署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、